

# 避難所におけるトイレの確保・管理計画の 策定支援に向けた青森県の対応

青森県 危機管理局 防災危機管理課

# 災害時のトイレ確保・管理計画の必要性

## ◆能登半島地震における災害トイレの課題

- ・ 地震発生直後から断水が続き、トイレが使用できない
- ・ 上下水道の破損や停電などの複合的な要因によりトイレが使用できない事態や道路の被害などにより仮設トイレの搬送に時間を要する事態が発生



## 【能登半島地震自主点検レポート（抜粋）】

- ◆ ライフライン復旧のタイムラインを想定し、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能な携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保のための協定を締結する必要がある。
- ◆ また、これらを「災害時のトイレ確保・管理計画」として作成する必要がある。

# 令和6年度の対応

---

## 1 備蓄の取組状況、トイレの確保・管理計画策定に関する各市町村への照会

→携帯・簡易トイレの備蓄状況が、県の被害想定に基づく備蓄指針で定めた備蓄目標を下回っている市町村が過半数であることが判明  
※県内市町村数は40

→内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿った計画策定が行われていないことが判明

## 2 避難所等におけるトイレの確保・管理計画（ひな形）の作成

→各市町村の取組促進のため、県において計画のひな形及び災害時のトイレの必要数算定シートを作成し、各市町村に可能な限り早期の作成を依頼

## 3 計画策定の進捗状況の把握

→ひな形をもとに作成に取り組んだ団体はゼロであったことが判明

# 令和6年度の対応

○○市（町・村）  
避難所等におけるトイレ確保・管理計画

令和〇年〇月

○○市（町・村）

## 目 次

1 策定の目的	1
2 本計画の対象施設	2
3 現状と課題	
(1) 東日本大震災で起きたこと	3
(2) 災害時の避難所におけるトイレをめぐる問題点	3
(3) トイレ機能の停止の影響	4
(4) 災害時におけるトイレ事情の時系列想定シナリオ	5
(5) 災害時におけるトイレの現状数量	6
(6) 現状におけるトイレの課題	7
4 災害時のトイレの確保・管理に関する基本的な考え方	
(1) 災害用トイレの確保に当たって	8
(2) 災害時のトイレの確保・管理に当たり配慮すべき事項	9
(3) トイレの個数（目安）	9
(4) 災害用トイレの種類	10
(5) トイレの衛生管理	16
5 災害時におけるトイレの確保・管理方針	
(1) 確保方針	17
(2) 種類別の確保方針	18
(3) 計画確保数	19
(4) 確保に当たっての配慮事項	26
(5) 衛生管理方針	27
(6) 衛生管理に必要な備品の準備	28
6 計画の見直し	
(1) 見直しの考え方	29
(2) PDCAサイクルの徹底	29

# 令和7年度の対応

---

## 1 災害時の仮設トイレやトイレカー等の円滑な活用に係る国通知（R7.6.27）

- 内閣府及び環境省の連名により通知が示され、併せて「避難所における災害用トイレの必要算定数シート」が提供
- 必要算定数シートの作成をもって「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を策定したものと取り扱って差し支えない旨示された

## 2 算定シート作成の依頼

- 各市町村に対し、算定シートの作成を依頼  
(「災害用トイレの確保・管理計画」を作成済の市町村は計画の提出を依頼)

# 令和7年度の対応

◆R7.6.27付け国通知の対応（平時からの準備の部分に限る）

青防号外  
令和7年6月30日

通知内容	担当	現状	対応方針（案）
(1) ①避難所の予定人数等から必要となるトイレの数量の算出、トイレ確保のための協定締結（必要に応じて実施） ②仮設トイレ等が設置された場合に想定されるし尿汲み取りの状況等の把握	市町村の防災部局	未把握	各市町村への通知において「避難所における災害用トイレの必要な数算定シート」による回答を求め、把握
(2) 発災時に活用可能な域内のし尿収集車の台数やし尿処理能力の状況等の把握	市町村のし尿処理部局	未把握	庁内担当課に対し、把握するよう依頼
(3) 発災時のし尿処理に係る、近隣の地方公共団体や一般廃棄物関係団体との災害時の協定の締結	都道府県	○地方公共団体：締結済 災害時相互応援協定 東北8道県相互応援協定 ○一廃関係団体：締結済 無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集・運搬）	無償団体救援協定の見直し
(4) 発災時の防災部局とし尿処理部局間での役割分担に関する協議	都道府県、市町村	○県：協議済 青森県災害対策本部運営マニュアル【環境エネルギー編】 ○市町村：未把握	各市町村への通知において適切な対応を依頼
(5) 避難所等の地図への掲載	市町村	未把握	各市町村への通知において適切な対応を依頼

各市町村防災担当課長 殿

青森県危機管理局防災危機管理課長  
(公印省略)

災害時の仮設トイレやトイレカー等の円滑な活用について（照会）

このことについて、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室から令和7年6月27日付け事務連絡により通知がありましたので、各市町村におかれましては、国通知の内容を踏まえ、適切に御対応くださるようお願いします。

また、国通知中の記の1「平時からの準備について」のうち、各市町村の防災部局において対応することとされている事項を把握したいので、下記により本件担当あて回答ください。

なお、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付からは、同日付の事務連絡（別添）において、今回御提出いただく様式の作成をもって「避難所におけるトイレの確保・管理計画」を策定したものとして取り扱っても差し支えない旨通知が示されておりますので、トイレの確保・管理計画未策定の市町村におかれましては確実に策定してくださるようお願いいたします。

記

1 照会事項  
避難所における災害用トイレの必要な数の算定状況

2 回答様式  
別紙「避難所における災害用トイレの必要な数算定シート」のとおり  
※令和6年7月8日付け青防第208号通知でお示した避難所等におけるトイレの確保・管理計画（ひな形）により計画を策定いただいた市町村におかれましては、既に策定いただいた計画を御提出してください。

3 回答期限  
令和7年9月5日（金）

# 令和7年度の対応

---

## 3 各市町村からの質問、疑義等

問1) 算定条件の日数は、市の備蓄計画に基づき3日分としてよいか

答1) 本計画は備蓄計画ではなく、管内において想定される災害のうち、下水道に係るライフラインの被害結果の中で最も機能障率の高い期間を参考としていただくことが考えられる。また、想定避難者数についても、管内において想定される災害（県の想定災害又は市町村独自の想定災害）のうち、避難者数が最も多いものを参考にしていただきたい

問2) 導入必要数がマイナスになった場合はどうすればいいか

答2) 算定条件である日数や避難者数が最大の被害想定に基づく場合、導入必要数がマイナスになるということは想定しがたいが、最大の想定をもってしても現在の備蓄及び協定締結に基づく確保数で対応可能であれば、マイナスによる回答となることは差し支えないと思われる

# 令和7年度の対応

---

## 3 各市町村からの質問、疑義等

問3) 既設トイレを備蓄数としてカウントすることはできるか

答3) 本算定シートは、大規模災害時に下水道管の破損により既存トイレが使用できなくなる等の不測の事態を想定して作成いただくものであり、この場合、既設トイレは携帯トイレを使用する、いわゆる簡易トイレ的な役割となる。よって、既設トイレは備蓄数としてカウントすることは適当ではないと思料される。

問4) 「仮設トイレの1回あたりのし尿発生量は300ml、洗浄水は200ml」として計算しているが、町では、し尿処発生量及び洗浄水を合わせて2Lで算出する必要があると考えている。この場合、どのように対応すべきか

答4) 国の様式と町独自の積算でそれぞれ算定してほしい。国には、町の意見を伝えることしたい。

# 令和7年度の対応

---

## 3 各市町村からの質問、疑義等

問5) 貯留型のマンホールトイレについて、国では、1回500m<sup>l</sup>が便槽にたまると想定しているが、町で設置予定のマンホールトイレは水を使用しないタイプを想定しているため、1回300m<sup>l</sup>が便槽にたまると想定している。この場合、どのように積算したらよいか。

答5) 国の様式と町独自の積算でそれぞれ算定してほしい。国には、町の意見を伝えることしたい。

# 令和7年度の対応

---

## 4 回答結果 (R7.6.30～R7.10.22)

- 確保予定数が導入必要数を下回っている市町村が散見
- 確保予定数が導入必要数を上回っていると回答した市町村にあっても、今後の確保時期を検討中又は未定と回答したところが一部で見受けられた

## 5 次年度以降の対応

- R7.10.28日付で各市町村に通知を発出し、本シートの、毎年度9月1日時点での定期的な見直し及び9月末までの報告を依頼
  - また、各市町村の回答内容については、10月下旬を目途に展開。外部からの提供を求められた場合は、その必要性を勘案の上、提供することもある旨明記
- ※令和7年度は初回調査年度であり、回答内容の十分な精査が行われていない可能性があることを踏まえ、展開は行わないこととする

# 令和7年度の対応

青防第576号  
令和7年10月28日

各市町村防災担当課長 殿

青森県危機管理局防災危機管理課長  
(公印省略)

避難所における災害用トイレの必要数算定シート（避難所における  
トイレの確保・管理計画）の定期的な見直しについて（依頼）

「避難所における災害用トイレの必要数算定シート」（以下「本シート」という。）  
については、令和7年6月27日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡（災害時の仮設トイレやトイレカー等の円滑な活用について）をもとに、同年6月30日付け青防号外により県から照会したところです。

今般、各市町村から提出された回答内容を精査したところ、確保予定数が導入必要数を下回っている市町村が散見されました。また、確保予定数が導入必要数を上回っていると回答した市町村にあっても、今後の確保時期を検討中又は未定と回答したところが一部で見受けられました。

災害時における避難所のトイレの確保・管理は極めて重要な問題であり、水・食料等の支援とともに、ライフラインと同様に被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとして認識し、避難所を開設する市町村において、必要な対応がなされるようしていく必要があります。

そのためには、各市町村において、今回作成した本シートを「避難所におけるトイレの確保・管理計画」又は当該計画を補完するものとして様々な検討を具体的に進め、必要に応じて施設整備や改修、物資の備蓄、事業者との提携について推進した上で、その内容を定期的に反映していくことが効果的です。

このことから、本シートについて、以下により定期的な見直しを行ってくださるようお願いいたします。

記

## 1 定期的な見直し

本シートは、毎年度、見直しを行うこと。

なお、本シートとは別にトイレの確保・管理計画を作成している市町村にあっては、当該計画の毎年度の見直しを行うとともに、その内容を本シートに反映させること。

## 2 見直し結果の報告

毎年度「9月1日」時点の状況について照会するので、見直し後の結果について当該年度の9月末日までに報告すること。

## 3 結果の展開

各市町村の回答内容については、県において取りまとめの上、10月下旬を目途に各市町村に展開するものであること。また、外部から提供を求められた場合は、その必要性等を勘案の上、提供することもあること。

なお、令和7年度については、初回調査であり、回答内容が十分に精査されていない市町村が見受けられることから、各市町村への展開は行わないものであること。

## 4 その他留意事項

トイレの確保・管理計画は、必要数の算定条件をもとに算出した導入必要数について、市町村の備蓄計画に基づく備蓄や協定等によりどのように調達するかを検討し、確保していくものです。

検討の結果、導入必要数の全てを備蓄で賄うことが現実的でないと判断された場合は、民間事業者との協定締結等、連携の推進について御検討くださいますようお願いいたします。

# 今後の進め方

## ※トイレの確保・管理計画（ひな形）抜粋

### 6 計画の見直し

#### （1）見直しの考え方

本計画の見直しについては、中長期的な視点のもとで、市（町・村）における施設の改築・改修の状況や、本計画に基づく対策の進捗状況などを考慮し、適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

#### （2）PDCAサイクルの徹底

本計画は、以下のPDCAサイクルにより推進する。また、このPDCAサイクルの実践により新たな課題等が生じた場合は、隨時見直しを行うこととする。

